平成２４年（フ）第１２７５号
千葉市美浜区真砂２丁目４番８棟501号
債務者　林　　丹
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１３号
石川県能美市湯谷町甲61番地
債務者　大島　考弘
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第２３６８号
愛知県大府市梶田町２丁目98番地　福祉ホームＢあしび201号
債務者　森下いづみ
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３８７号
名古屋市緑区南陵111番地　桶狭間荘１棟404号
債務者　水橋　和恵
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５５５号
神戸市東灘区青木２丁目３番21―404号
債務者　湯之上幸治
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１００８号
神戸市東灘区住吉台８番４―205号
債務者　吉田　尚代
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０３４号
神戸市兵庫区出在家町２丁目５番13号　出在家ビル４Ｆ
債務者　角田　浩明
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７８９号
埼玉県北本市中丸10丁目308番地
債務者　神山　明久
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９９号
千葉県市原市能満1067番地２
債務者　藤原　健伍
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２６５号
千葉県市原市石川455番地112
債務者　横山　　豊
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２２１５号
愛知県日進市北新町二段場990番地　サンアッププロイヤルガーデン505
債務者　髙野　一代
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４６３号
名古屋市中村区森末町１丁目31番地、住民票上の住所名古屋市中村区諏訪町１丁目８番８号
債務者　鎌田　利明
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５８号
佐賀県佐賀市神野東２丁目１番25―402号
債務者　中島　悦子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１７号
佐賀県佐賀市大和町大字久池井2558番地
債務者　渋谷三千秋
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５２８号
沖縄県那覇市若狭２丁目８番７号　大底アパート101
債務者　立花　　保
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５３８号
沖縄県那覇市寄宮２丁目21番11号　１階
債務者　田向　正幸
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２１２号
北海道苫小牧市沼ノ端中央１丁目26番９号コーポやかた102号
債務者　山内　千鶴
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第２１４号
北海道苫小牧市新中野町２丁目17番２―504号
債務者　長谷川典子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部